

Q5. 今回の集団指導内容「令和 8 年度 指導方針及び重点項目について」で質問はありますか。

	質問・コメント	回答
1	「利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会」は、事業所内の各ユニット会議の中で当該内容を検討したことにより開催したとみなすことができますか。	事務負担軽減の観点等から、他に事業運営に関する会議（事故発生の防止のための委員会等）を開催している場合、これと一体的に設置・運営することとして差し支えないこととされていますので、各ユニット会議において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策が適切に検討されている場合については、開催したとみなすことができます。ただし、実施計画や結果を適切に整備し、実施状況が確認できるようにしてください。
2	①身体拘束についてのところで、指針の整備や研修は実施していますが、地域密着型通所介護では委員会の設置は不要と理解していますが、その理解で大丈夫ですか。 ②感染症等対策の強化とBCPにおける感染対策での研修は、一体的に実施していますが、大丈夫でしょうか。 ③職場におけるハラスメント対策については、就業規則に（パワハラ）・（セクハラ）・（妊娠・出産・育児休業・介護休業に関するハラスメント）・（その他あらゆるハラスメント）の禁止として明記していますが、この内容で必要な措置にあたりますか。	①地域密着型通所介護においては、委員会の設置は義務とはなっていません。 ②一体的に実施することが可能とされています。 ③事業者がすべき措置としては、厚生労働省により大きく下記の 2 点が示されており、規則に明記するだけでは十分ではありません。 ・事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発 ・相談（苦情を含む）に応じ、適切に対応するために必要な体制の整備
3	指導方針の中で認知症に関わる取り組みとは研修会等の事なのか、それ以外の事なのか	研修会による職員教育は重要な事項ですが、職員教育を始め、早期発見や状態把握、権利擁護、虐待防止、事業所の環境や体制づくりなど幅広い事柄を指しています。

Q6. 内容「高齢者虐待について」で質問はありますか。

	質問・コメント	回答
1	伊賀市は虐待にかかる通報及び認定件数が多いが、実際は本当に虐待が多い（意識が低い）のではないか。	伊賀市における虐待件数が多くなっている理由として、介護事業所等の支援者から多くの通報があがっていることが挙げられますので、支援者の意識は高くなっていると考えられます。実際に介護をしている養護者の方が、虐待をしてしまう状況は一種のSOS発信とも捉えることができますので、未然防止ができるように支援していくことが重要になります。
2	高齢者虐待を発見し、地域包括支援センターへ報告したことがあります。報告後の家族との関わりが難しいと感じました。何か良い方法があれば教えてください。	通報後に本人やその家族が介護サービスを利用しにくい状況とならないよう、また支援者が安心して関わるができるよう、事前に関係者と協議しながら対応するよう進めます。事案ごとに状況が異なると思いますので、虐待発生時には個別に相談させてください。
3	虐待や身体拘束の研修内容はいつも同じ内容になっている様に思いますが、事業所でもこの様な内容の研修で大丈夫なのでしょうか。	集団指導においては、基本的な内容でお伝えするように努めております。もちろん基本的な内容をご確認して頂く研修でも大丈夫であると考えますが、事業所においては、それぞれが抱える課題に応じた研修内容をぜひご検討ください。
4	「もしかして虐待かも」と思われるケースがあればまずは地域包括支援センターなどに聞けばいいのでしょうか。担当ケアマネや他職種の関わりのあるケースであれば一度相談すべきなののでしょうか。	通報ではなく、ご相談を趣旨とした地域包括支援センターへのご連絡でも構いません。担当ケアマネや他職種の皆さまと日頃から相談できる関係を築いていただき、相談していただくことも重要であると考えております。いずれにしましても、迷って一人で抱えてしまわないようお願いいたします。
5	毎回、とても参考になります。抑止力を強めるのに過去の事例など重大な事件であるという事を身近な話題から他人事に感じないような内容も効果的ではないでしょうか。	集団指導のなかでは市内で発生した過去の事例を用いないようにしているのですが、厚生労働省や県が発表している事例などを用いるなども検討して参ります。
6	高齢者虐待について、伊賀市の通報件数が多くみられたが、他の市町村の通報の数が少なかったのが逆に気になった。 逆に、市町村から虐待の有無をヒヤリング（主に現場職員へ）を実施したりしないのでしょうか？	市から虐待の有無を目的に調査することはありません。指導監査等では、虐待が発生していないか確認することも目的のひとつとなっています。

Q6. 内容「高齢者虐待について」で質問はありますか。

	質問・コメント	回答
7	介護者の認識不足が原因で発生した怪我への対応に苦慮している。	虐待だけではなく、怪我を含む事故を未然に防止するためにも研修は有効であると考えます。また、怪我が発生した場合は事故報告やヒヤリハットで取り上げて、なぜ起こったかを全体で振り返りできるような仕組みを推奨しております。
8	質問はありませんが伊賀市の虐待件数が多いので、通報があり虐待について関心と認識が上がった事の現れであると思いますが、要因が複雑になっているとの話だったので、なお一層気を引き締めて関わりたい。	虐待を防止するためには、施設単位だけではなく個々に虐待してはならないという意識づけが非常に重要であると考えます。ぜひ今後とも虐待防止に係る取組みの推進をよろしくお願い致します。

Q7. 内容「令和8年度介護報酬改定について 他」で質問はありますか。

	質問・コメント	回答
1	介護情報基盤の導入は全事業所で義務になりますか。	今のところ法令で事業所の導入自体を義務付ける規定は示されておりません。ただし、自治体については令和10年度末までの全国での運用を国は目指しており、実務上は基盤への接続が前提になっていくのではないかと考えられます。未対応事業所への経過措置も検討されているとは聞きますが、詳細はこれからになるかと思います。また、導入のための助成制度も現在はありますが、今後は未定と聞いております。
2	介護職員等処遇改善加算算定の際に重要事項説明書に記載しようと思っておりますが、記載した重要事項説明書は伊賀市に届ける必要はありますか？また、重要事項説明書の代わりに料金表で示す方法でもよろしいのでしょうか？	重要事項説明書のみの変更であれば、届出いただく必要はありません。加算に関連して、運営規程も変更する場合は届出をお願いします。また、料金表で示す場合についても、運営規程で「詳細は別表」等と定めている場合は「運営規程の変更」に該当するため届出してください。 なお、いずれの場合も利用料金の変更となりますので、利用者への周知・説明等は十分に行ってくださいようお願いいたします。
3	居宅介護支援の処遇改善加算とはどのような制度ですか。	今回改定された処遇改善加算では、これまで加算の対象外であった居宅介護支援に対しても、ケアマネジャーの給与増・職場環境改善のため、新たに加算対象とされたものです。 令和8年度では、以下の2つのどちらかを満たせば加算を算定できることとなっています。 ①従来からの「加算Ⅳ」に準じた算定要件を満たすこと ②ケアプランデータ連携システムの導入と実績報告 なお、令和8年度のみ、緩和要件として、申請時には加算要件を満たしていなくても、年度内に加算要件を満たすことを誓約することにより加算の算定が可能とされています。 ※詳細については、厚労省のHP等を参照してください。 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000188411_00073.html 今回の改定は、介護分野の処遇改善を早急に進める必要があると国が判断したことによる例外的な改定です。介護分野で働く人の賃金水準を引き上げ、人材の確保・定着を図るためのものであることから、積極的な導入をお願いいたします。

Q7. 内容「令和8年度介護報酬改定について 他」で質問はありますか。

	質問・コメント	回答
4	居宅介護支援における複数名の訪問についての具体的な対応（助成や請求など）について伊賀市からの説明はありますか？	改めて説明会等を開催することは予定しておりませんが、カスタマーハラスメント対策に対する助成等については、随時情報提供していきます。
5	2月から電子申請が始まっているとのことなので、それまでに一度説明会があっても良かったのでは。	令和7年度集団指導での説明の他、HP掲載・メールによる事前周知及び操作体験が可能なデモ画面やマニュアル等の案内・開設を事前に行ったことから、改めての説明会は予定していませんでした。現時点では今後も電子申請システムに特化した全体説明会等は予定しておりませんので、操作方法等で何かあれば、随時個別にお尋ねいただきますようお願いいたします。
6	ケアマネージャーが訪問先で事件に巻き込まれた話がありましたが、再発防止のためにはどのようにしたらよいか？ CMは比較的女性が多いため、せめて二人同行（一人がCM）で臨む等、具体的対策を示した方が良いと思われます。	カスタマーハラスメントに対する対策については、当市において専門的知識、専門的相談、窓口を有していないため、厚労省が公開している「介護現場におけるハラスメント対策マニュアル（R3改訂版）」や研修の手引き、また、令和8年10月1日から事業主に義務化されるカスタマーハラスメント対策のリーフレットも参考にさせていただき取り組んでいただきますようお願いいたします。 さらに、三重県においては、令和9年4月に「カスタマーハラスメント防止条例」が施行されますが、それに先立ち、「カスタマーハラスメント防止対策相談窓口」が7月13日から来年3月26日まで開設されますので、こちらもご活用いただければと思います。 【参考資料】 （マニュアル・研修の手引き）： https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_05120.html （リーフレット）： https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyoukintou/seisaku06/index.html （相談窓口チラシ）： https://knowledge.goleadgrid.com/api/documents/share/017f1c472c8b3e6112807b4e8065807f